

## 農業委員会定例会 1月

1. 開催日時 令和6年1月19日 午後1時30分～
2. 開催場所 小豆島町役場本館 3階 大会議室
3. 欠席委員 11番委員
4. 議事日程
  - (1) 審議事項
    - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
    - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う  
事業計画変更申請承認について (知事処分)
    - 議案第3号 農用地利用集積計画 (利用権設定) の決定について
5. その他
6. 会議の概要



畑 1,005 m<sup>2</sup> について  
の が譲り受け、申請地では を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1 番委員 ここは の近くにあるんですけども、片側が今、電気柵がありまして、一応、当分の間、使ってはなくて木が生えたりいろいろしてるんですけども、今、 、いろいろ広げていってるんですけども、その一部に当たるんじゃないかと思っております。よろしくお願ひします。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
続いて、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 3番は、 在住の 所有の

畑	414 m <sup>2</sup>
畑	662 m <sup>2</sup>
畑	3.30 m <sup>2</sup>
田	80 m <sup>2</sup>
田	42 m <sup>2</sup>
田	3.97 m <sup>2</sup>
田	184 m <sup>2</sup>
田	288 m <sup>2</sup>

の計8筆1,677.27 m<sup>2</sup>について

の が譲り受け、申請地では を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各

号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

6 番委員 現在の状況は、■■■■はちょっと荒れている状態なんですけどその他は、綺麗に管理されているような感じになっています。問題ないと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
続いて、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 4番は、■■■■在住の■■■■■所有の

■■■■■	畑	10,359 m <sup>2</sup>
■■■■■	畑	558 m <sup>2</sup>
■■■■■	畑	4,827 m <sup>2</sup>
■■■■■	畑	2,072 m <sup>2</sup>
■■■■■	畑	1,694 m <sup>2</sup>
■■■■■	畑	993 m <sup>2</sup>
■■■■■	畑	6,040 m <sup>2</sup>
■■■■■	畑	4,208 m <sup>2</sup>
■■■■■	畑	1,035 m <sup>2</sup>
■■■■■	畑	2,235 m <sup>2</sup>
■■■■■	畑	2,622 m <sup>2</sup>
■■■■■	畑	135 m <sup>2</sup>

の計12筆36,778 m<sup>2</sup>について、

■■■■■の■■■■■が譲り受け、申請地では■■■■■を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

8番委員 ずっと■■■■から近所をいって見たんですけど、全然もう山林化してしまって、もう全然わからんのです。もう場所も分からんぐらいで、もうずっと行ったらもう車も行けなさそうなので引き返して帰ってきました。以上です。

議長 8番委員さんが今言ったようなんで私どもがこの隣近所で■■■■から、私どもが譲り受けたのが約1丁少しあるんですが、その周りが全部、■■■■の所有であります。今回■■■■のような形で、その■■■■に相続か譲渡するような形になったということを聞いておりますので、今まで■■■■でございますが、■■■■のかというような、まだ私も再三会いますので、やれるところからということ、私から言うときですけど、年齢が年々やからなかなかしんどいん違うかなと思うんで、またあとなんか考えよるのかもわからんし、まだその本人に会って細かくは聞いてないので、ただ、■■■■ということで、受け皿の農地は、■■■■に移ったということで、問題ないかなと思うんですが、この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第2号（農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更許可申請）について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号は、■■■■在住の■■■■が所有していた■■■■畑 399㎡について■■■■の■■■■が、■■■■を建築するための転用申請の許可後の承継を伴う事業計画変更申請となっています。申請地は、■■■■に転用許可を受けましたが、所有権移転のみなされ、転用事業が実施されていません。■■■■が転用事業を遂行できなくなったため、■■■■の■■■■に承継し、■■■■を建築することを目的として計画を変更することとしています。

■■■■は、現在、■■■■で、■■■■で暮らしていますが、子どもの成長とともに居住スペースが狭くなり、住宅ローンの返済期間も考慮し、本申請地に■■■■を建築することとしています。

計画地の選定にあたっては、国道に面しており、居住環境が良好である本申請地が最適地として選定されたようです。

転用に係る造成については、四方を1.6m程度のコンクリート擁壁を設置し、花崗土で1.3m程度の盛土を行う計画になっています。また、雨水についてはため枡を設置し、汚水については合併浄化槽を設置し、いずれも南側道路側溝に排水する計画となっています。

申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものはなく、事業計画変更の審査基準については、特に支障になるものは無いと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

6番委員 問題ないと思います。

秋長会長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

次に、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 1番は、■■■■在住の■■■■所有の

■■■■	畑	418 m <sup>2</sup>
■■■■	畑	763 m <sup>2</sup>
■■■■	畑	404 m <sup>2</sup>
■■■■	畑	1,594 m <sup>2</sup>

の計4筆3,179 m<sup>2</sup>について

■■■■の■■■■が、引き続き借り受けるものです。

申請地では、■■■■を栽培する計画で、期間は5年間の賃貸借となって

います。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1 番委員

これは以前から、[ ]が引き継いで、やっております、上2つは[ ]でした、下2つが[ ]になっております。十分管理されていると思いますので、問題ないと思います。

議長

この件について意見はありますか。

委員一同

審議する。

議長

審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

2番は、[ ]在住の[ ]所有の

[ ] 田 314 m<sup>2</sup> について

[ ]の[ ]が、新たに借り受けるものです。

申請地では、[ ]を栽培する計画で、期間は10年間の使用貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

9 番委員

一応、[ ]の田んぼを見に行っただです。そしたら綺麗にしとんです。もう草1本もないようにしとるんで、ほいで、隣にちょっと向こうから歩いてくる人を見たら、[ ]らしいので、綺麗にしていますねと聞いてみたんです。そしたら、人に貸すから、綺麗にしてからでないと渡せない言われました。もう綺麗にしていますから問題ないと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 3番は、■■■■在住の■■■■■■■■■■所有の  
■■■■■■■■■■畑 624 m<sup>2</sup> について  
（公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である■■■■■■■■■■の■■■■■■■■■■に貸し付けるものです。  
申請地では、オリーブを栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。  
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1番委員 ここは■■■■■■■■■■から、一段下がったところにあるんですけどもここだけは今、雑木林になっております。太い木がないために、引き継ぐ■■■■  
■■■■の方が、一応自分重機入れなくても十分にできるということなので、綺麗になるのはいいんじゃないかと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、農業委員会では承認するものとします。  
続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の4番について、事務局から説明をお願いします。



事務局

4番は、■■■■在住の■■■■■所有の  
■■■■■畑 373 m<sup>2</sup>  
■■■■■畑 264 m<sup>2</sup>  
の計2筆637 m<sup>2</sup>について

(公財)香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である■■■■■の■■■■■に貸し付けるものです。申請地では、■■■■■を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

8番委員

ずっと綺麗に畑作ってたんですけど、1年前から、草がすごくなっとなんですけど、去年の秋ごろから綺麗にしよるなと思ったら、■■■■■が借り受けて■■■■■を作る言う話で、この近所でたくさんしてますので、これも、見に行ってきたんですけど、もう株を植えて綺麗にしておりました。問題ありません。

議長

この件について意見はありますか。

委員一同

審議する。

議長

審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、農業委員会では承認するものとします。

議案の審議はこれで終わりましたので、いったん定例会を閉会します。

それでは、職務代理者閉会のあいさつをお願いします。

職務代理

お疲れ様でございました。

新年初めての定例会ということでございましたけれども、今日は一旦帰ってからまた新年会もあると、いうことでございます。

出席される方については引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

それでは今年税もどうかよろしくお願ひ申し上げまして簡単ですけど

も、本日の定例会を通させていただいたらと思います。  
どうもお疲れ様でございました。これで定例会を閉会とします。

閉 会 午後1時50分

議 長 会長

議事録署名人 6番

議事録署名人 7番